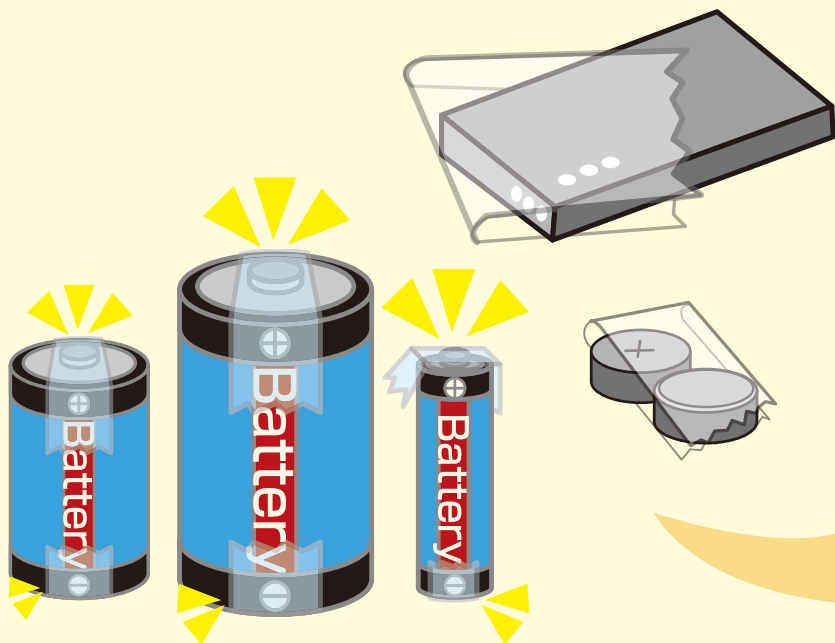


電池類及び発火性危険物は 原則、産業廃棄物です。

収集の委託をしている許可業者に産業廃棄物処理についてご相談ください。
又は(一社)愛知県産業資源循環協会にご相談ください。



各種電池排出の際は、ショートを防ぐため、電極端子部をテープなどにより絶縁処理をしてください。

絶縁処理には透明のセロハンテープを使用するなど種類がわかるような形での処理をお願いします。

■なお、家庭から出されるものと同じ性状・家庭から出される程度の少量の場合に限り、次の方法で処理できます。

(1) 次の①②は、収集の委託をしている許可業者に依頼することができます。

①アルカリ・マンガン電池【不燃ごみ】

②リチウム電池（非充電式）、使い捨てライター、固形燃料、加熱式・電子たばこ【発火性危険物】

(2) 充電式電池を搭載した小型家電の対象品目は、市の小型家電ボックスを利用することができます。
詳しくは市ウェブサイトをご確認ください。

<https://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/5-6-14-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

■小型充電式電池（リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池）のうち、スリーアローマーク  がついているものは(一社)JBRC による処理もできます。
詳しくはホームページをご確認ください。 <https://www.jbrc.com/>

■スプレー缶、カセット式ガスボンベについては、収集の委託をしている許可業者にお問い合わせください。

(発生量が1事業者あたり1週間に付き20リットルの指定袋1袋相当までの場合に限り市収集も可)

■ただし、ビルに入居されている場合は、そのビルのルールに従ってください。

<問い合わせ先>

・産業廃棄物の処理について
(一社)愛知県産業資源循環協会：Tel052-332-0346

・一般廃棄物の収集運搬許可業者について
名古屋市一般廃棄物事業協同組合：Tel052-961-5383